

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、旧亀岡市若宮工場解体工事（その1）請負契約の変更を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年2月24日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第1号

専 決 処 分 書

旧亀岡市若宮工場解体工事（その1）請負契約の変更について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に
より、次のとおり専決処分する。

令和5年2月15日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

工事請負契約の変更について

令和4年3月3日三煌・旭特定建設工事共同企業体との間に締結した旧亀岡市若宮工場解体工事（その1）請負契約を下記のとおり変更する。

令和5年2月15日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

変更に伴う請負代金増加額 金894,300円

旧亀岡市若宮工場解体工事（その1）
請負契約の変更について

令和4年3月3日三煌・旭特定建設工事共同企業体との間に締結した旧亀岡市若宮工場解体工事（その1）請負契約について、次のとおり契約内容を変更したこと。

契約金額	変更前	金271,781,400円
	変更後	金272,675,700円